

ARIBの動き

第60回規格会議が開催される

去る11月30日、第60回規格会議がプラザホール（霞が関ビル）において開催されました。今回は、次に掲げる標準規格の改定⁶⁶件及び技術資料の改定⁶件について審議され、全て提案のとおり承認されました。

- 1 スプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正に伴う標準規格等の改定
- 2 第二世代コードレス電話システム標準規格の改定
- 3 小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備標準規格の改定
- 4 1.5GHz帯デジタルMCAシステム標準規格の改定
- 5 小電力データ通信システム/ワイヤレスLANシステム標準規格の改定
- 6 第二世代小電力データ通信システム/ワイヤレスLANシステム標準規格の改定
- 7 広帯域移動アクセスシステム標準規格(HiSWANa)標準規格の改定
- 8 小電力データ通信システム/ワイヤレス¹³⁹⁴システム標準規格の改定
- 9 都道府県・市町村デジタル移動通信システム標準規格の改定
- 10 市町村デジタル同報通信システム標準規格の改定
- 11 CDMA Cellular System標準規格の改定
- 12 IMT-2000 MC-CDMA System標準規格及び技術資料の改定
- 13 IMT-2000 DS-CDMA System標準規格及び技術資料の改定
- 14 誘導式読み書き通信設備（ワイヤレスカードシステム等）標準規格の改定
- 15 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料の改定
- 16 BS/広帯域CSデジタル放送運用規定技術資料の改定

改定された標準規格及び技術資料の概要は次のとおりです。

- 1 スプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正に伴う標準規格等（改定された標準規格等は表1参照）
平成17年8月9日に無線設備規則（総務省令）等の改正が公布され、スプ

リアス発射の強度の許容値に係る技術基準（強制規格）が改正される（平成17年12月1日改正省令施行）ことから、当該変更に関連する標準規格等の改定を行った。

主な改定内容は次の(1)～(5)のとおりです。

- (1) スプリアス発射等の定義の追加：
電波法施行規則に規定されているスプリアス関連の定義を記載した。
- (2) 許容値の変更：
無線設備規則に規定されているスプリアス発射の強度の許容値の変更に基づき、標準規格等において規定されている許容値を変更した。
- (3) 経過措置の追加：
今回の技術基準の改正に際しては、一定の経過措置が講じられるため、改正省令施行後においても改正前の規定の適用が可能な場合がある。この場合に適用される経過措置の内容及び改正前の許容値について記載した。
- (4) 試験方法の変更：
スプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の変更に伴い、当該許容値に係る試験方法を改めた。改正後の技術基準に対応した試験方法については、原則として、当該試験方法について規定している告示（平成16年総務省告示第88号（特性試験方法の一部を定める件））に従うものとした。
- (5) その他：
電波法関連規則の改正に伴う名称変更、条項ずれ等に伴う修正。誤記訂正。

表1 スプリアスに関する改定を行った標準規格・技術資料

| | | | |
|----------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| STD-1(3.1版) | STD-30(2.1版) * | STD-T64 (3.50版) ▲ | STD-T87 (1.1版) |
| STD-5(1.6版) | STD-31(3.1版) | STD-T66 (2.3版) * | STD-T89 (1.1版) |
| STD-7(2.1版) | STD-32(3.1版) * | STD-T67 (1.1版) | STD-B7(1.1版) |
| STD-9(4.1版) | STD-33(5.2版) * | STD-T68 (1.1版) | STD-B8(1.1版) |
| STD-10 (4.1版) | STD-34(2.3版) | STD-T69 (2.1版) | STD-B11 (2.2版) |
| STD-11 (1.2版) | STD-39(4.1版) | STD-T70 (3.1版) * | STD-B12 (2.1版) |
| STD-13 (1.3版) | STD-40(1.2版) | STD-T71 (3.1版) | STD-B13 (2.1版) |
| STD-15 (4.1版) | STD-43(3.0版) | STD-T72 (1.2版) * | STD-B22 (1.1版) |
| STD-19 (3.1版) | STD-44(1.3版) | STD-T73 (1.1版) | STD-B26 (1.2版) |
| STD-20 (4.1版) | STD-T48 (2.1版) | STD-T74 (1.1版) | STD-B29 (2.2版) |
| STD-21 (2.1版) | STD-T49 (3.1版) | STD-T75 (1.3版) | STD-B31 (1.6版) |
| | | | |

| | | | |
|------------------|------------------|-------------------|-----------------------------|
| STD-22 (2.1版) | STD-T53 (6.5版) ▲ | STD-T79 (2.1版) * | STD-B33 (1.1版) |
| STD-23 (1.2版) | STD-T54 (2.1版) | STD-T80 (1.2版) | STD-B41 (1.1版) |
| STD-24 (1.2版) | STD-T58 (1.2版) | STD-T81 (1.2版) | TR-T16(1.3版) |
| STD-27 (L版) | STD-T59(1.2版) | STD-T83 (1.1版) | TR-T17(2.1版) |
| STD-28 (5.1版) * | STD-T61 (1.2版) | STD-T85 (1.1版) | * : 2~10項参照 ▲ : 11,12項参照 |
| STD-29 (3.3版) | STD-T62 (1.3版) | STD-T86 (2.0版) * | |

2 第二世代コードレス電話システム標準規格 (RCR STD-28 5.1版)

PHSの全世界（特にアジア地域）への普及に伴い、諸外国におけるインフラ投資費用の軽減を考慮し、通話チャネルの最大送信電力を従来の500mWから2Wに変更することを検討した結果、諸外国のシステム構築においては、技術的に問題ないことを確認したので、各国の法令の範囲内で導入可能とした。ただし、日本国内においては通話チャネルの最大送信電力は500mWまでとし、今回の改定による変更はない。

また、スプリアスに関する改定を行った（第1項参照）。

3 小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備標準規格 (RCR STD-30 2.1版)

電波法施行規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第118号）により、小電力セキュリティシステムの無線局の定義（電波法施行規則第6条第4項第3号）から「電気通信回線設備に接続して、」という文言が削除され、電気通信回線設備への接続が任意となった。これに伴い、「電気通信回線設備に接続」という文言の削除や、電気通信回線設備への接続が任意となったことの説明の追加を行った。

4 1.5GHz帯デジタルMCAシステム標準規格 (RCR STD-32 3.1版)

平成17年8月の総務省告示881号により、1516 MHzから1525 MHz（下り）及び1468 MHzから1477 MHz(上り)の周波数の使用が平成19年9月30日までに限ることとなったこと等から、これに対応する改定を行った。また、スプリアスに関する改定を行った（第1項参照）。

5 小電力データ通信システム/ワイヤレスLANシステム標準規格 (RCR STD-33 5.2版)

第59回規格会議にて追加された「参考2 漏洩同軸ケーブルに関する解説書」について、4(1)エ項「測定器の条件」、(5)項「分岐型アンテナ利得の算出」等の修正を行った。また、スプリアスに関する改定を行った（第1項参照）。

6 第二世代小電力データ通信システム/ワイヤレスLANシステム標準規格 (ARIB STD- T66 2.3版)

第59回規格会議にて追加された「参考5 漏洩同軸ケーブルに関する解説書」について、4(1)エ項「測定器の条件」、(5)項「分岐型アンテナ利得の算出」等の修正を行った。また、スプリアスに関する改定を行った（第1項参照）。

7 広帯域移動アクセスシステム(HiSWANa)標準規格（ARIB STD-T70 3.1版）

以下の省令に対応するための改定を行った。

- (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令（平成17年5月16日総務省令第92号）により、5GHz帯の小電力データ通信システムの無線設備の周波数が10MHzシフトされチャンネル数が倍増した。
- (2) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年5月16日総務省令第93号）等により、同無線設備の技術的条件が変更となった。具体的には、帯域外不要輻射電力の規定の変更、等価等方輻射電力の規定に送信出力制御機能の追加及びキャリアセンスの規定に動的周波数選択機能の追加が行われた。
- (3) 無線設備規則第49条の21の改正（平成17年5月13日総務省令第84号）により、5GHz帯無線アクセスシステムについて、高利得空中線(10dBi→13dBi)の利用が可能となり、また、等価等方輻射電力の規定が改正になった。
- (4) スプリアスに関する改定（第1項参照）。

8 小電力データ通信システム/ワイヤレス1394システム標準規格（ARIB STD-T72 1.2版）

以下の省令に対応する改定を行った。

- (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令（平成17年5月16日総務省令第92号）により、5GHz帯の小電力データ通信システムの無線設備の周波数が10MHzシフトされチャンネル数が倍増した。
- (2) また、無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年5月16日総務省令第93号）等により、同無線設備の技術的条件が変更となった。具体的には、帯域外不要輻射電力の規定の変更、等価等方輻射電力の規定に送信出力制御機能の追加、及びキャリアセンスの規定に動的周波数選択機能の追加が行われた。
- (3) スプリアスに関する改定（第1項参照）。

なお、9項以降の改定された標準規格及び技術資料の概要は、次号で紹介の予定です。

仏ADSLカバー率、06年末には98%に

【Les Echos, 2005/11/15】

エストロジ仏国土整備担当相は、閣議において、ADSLのカバーエリアの状況を報告。

それによると、ADSLの人口カバー率は、2006年末までに98%に達する予定であるとされている。

また、最終的には、WiMaxなどの代替手段を用いることにより、カバー率100%を達成するのが目標であるとされている。

編集後記

昨今では、インターネットによる環境が当たりまえになり、携帯メールを利用しない生活は考えられないと豪語する若者が多く見かけるようになりました。ところで、メールアドレスに必ず入っている"@". "アットマーク"と呼んでいますが、これは和製英語だそうです。ある雑誌によると、英語圏では"at symbol"とか"at sign"だそうです。古くは、単価や料金を示すための商業記号。そのため、今でも、"commercial-at"(商売のat)といった呼び方をしたり、他に、"vortex"(渦)、"cabbage"(キャベツ)等々の呼び名もあるそうです。特に、見た目から連想した名前と呼ばれることが多いとのことでした。そこで、真偽の程は分かりませんが、次回海外出張の際に調査したいと思っておりますが、皆さんも、"@"を何と呼ぶか、現地の方に聞いてみると、面白いかもしれませんね。

さて、この編集後記も3年以上の長きにわたり、1回も休むことなく他愛も無い話題を書き続けてきましたが、この訳は当部のOBからのきついお達しがあり、これを守り続けた訳です。そのため、数多くの話題を取り上げましたが、誤記も多く、中でも一番の勘違いがオリンピック関連でした。そこで最後の話題として、東京オリンピックの閉会式で合唱された「また会おう日まで」が賛美歌でしたがご存知でした？当時は、ミッション・スクールを卒業したばかりで、まだまだ若く、副聖火ランナーとして地元湘南を走り抜けたことと共に、青春時代の1ページとして、鮮やかに思い起こしています。

最後に、「青年」は“未来”を語り、「老人」は“過去”を語るといいますが、今後はグッド・シニアとして、未来を語り続けていきたいと思っています。執筆担当の第1回編集後記でも書きましたが、周囲の人々の協力に感謝すると共に、『邂逅』に大いに歓喜したことをご報告し、今編集を最後に筆を納めることにします。「また会おう日まで」、本当に有難うございました。

編集子：SUM